

フランス競争法等関係条文

商法典

・ L420-1

共同行為、協定、明示又は黙示での合意又は連携、特にこれらの行為が

- 1° 他企業が市場又は自由な競争へアクセスするのを制限すること、
- 2° 人為的に価格の増減を推奨することにより、市場の自由な推移による価格決定を妨げる
こと、
- 3° 生産、機会、投資又は技術の進展を、制限し又はコントロールすること、
- 4° 市場又は供給源を分配すること

を目的としている場合、これらの行為は禁止される。これらの行為が、フランス外で設立されたグループ内の会社を、直接又は間接に媒介することによる場合であっても、それが市場における自由な活動を妨害、制限又は歪める目的である場合、又はそのような効果を持つ場合には、これらの行為は同様に禁止される。

・ L420-2

1 項

国内市場又はその実質的な部分において支配的地位を有する企業 (une entreprise) 又は企業グループ(un groupe d'entreprises)によるその地位の濫用は、L.420-1 所定の要件の下で禁止される。この支配的地位の濫用を構成するのは、特に、販売拒絶、拘束的販売 (ventes liées)、売却に係る差別的条件、及び、取引の相手方が不公正な商慣行への従属を拒絶したことだけを理由としての確立された取引関係の断絶である。

2 項 (省略)

・ L420-3

L.420-1 と L.420-2 によって禁止されている行為に言及する約束、合意又は契約条項は、無効である。

・ L420-4

1 項

以下の行為は L.420-1 と L.420-2 の規定に服さない。

1° その適用のために採択された法律又は規則の実施に由来する結果

2° 行為者が、（雇用の創出又は維持を含むところの）経済の発展を確保する効果を有する旨を証明することのできる行為であって、関連する企業に、問題となっている製品の実質的部分に係る競争除去の可能性を与えることなく、当該行為の結果としての利益の公正な配分をユーザーに確保している行為（以下、省略）

2 項（省略）

・ L420-5（省略・不当廉売に関する規定）

・ L420-6

第 1 項

L.420-1 及び L.420-2 で言及されている行為（pratique）の計画、組織化、又は実施において、個人として、決定的な役割を、欺罔的な態様で（frauduleusement）果たした自然人は、4 年の拘禁刑と 7 万 5 千ユーロ（= 50 万フラン = 約 1 千万円）の罰金刑（amende）に処せられる。

第 2 項

裁判所は、その決定の全部又はその要約を、裁判所が指名する新聞紙において、有罪とされた者の費用において公告することを、命ずることができる。

第 3 項

L.462-7 の適用により、競争評議会の下で時効期間を中断する性質を有する行為は、公訴（l'action publique）の時効期間を中断する性質をも有する。

・ L420-7

L.420-6, L.462-8, L.463-1 から L.463-4, L.463-6, L.463-7, L.464-1 から L.464-8 に抵触することなく、L.420-1 から L.420-5 までに含まれている基準の適用に関する論争（les litiges）、並びに、これらの条文が適用される事案に関する論争は、デクレ（décret）で示されるリストに掲げられた大審裁判所（tribunaux de grande instance）又は商事裁判所（tribunaux de commerce）に帰属する。

・ L462-3

1 項

競争評議会は、L.420-1, L.420-2 並びに L.420-5 所定の反競争的行為、及び、これら条文の

適用が問題とされている事案中で指摘されている行為につき、裁判所から意見を求められる。

競争評議会は、対審手続を経た後でなければ、意見を表明することができない。しかし、先行する手続において、競争評議会が既に情報を収集している場合には、競争評議会は、本条所定の手続を行うことなくしてその意見を表明することができる。

2 項

時効の進行は、競争評議会への諮問（それが許される場合）によって、中断される。

3 項

競争評議会の意見は、手続終了後、又はその判断後に、公表することができる。

・ L462-6

1 項

競争評議会は、諮問された行為が L.420-1, L.420-2 又は L.420-5 の適用を受けるか、又は L.420-4 により正当化されるかにつき、審査する。競争評議会は、制裁及び勧告（*des sanctions et des injonctions*）を、それが適切な場合には、宣告しなければならない。

2 項

競争評議会にとって、事実が L420-6 の適用を正当化するものと認められる場合には、競争評議会は当該事案に係る一件記録（*le dossier*）を共和国検事（*procureur de la République*）に送付する。この伝達により、公訴時効の進行は中断される。

・ L462-7

3年以上前に遡る事実は、その調査、その確認又ははその制裁（*sanction*）を目的とした行為がなされていなかった場合には、これを競争評議会に諮問することはできない。

・ L463-5

予審裁判所（*juridiction d'instruction*）並びに判決裁判所（*juridiction de jugement*）は、競争評議会に対して、その要求により、競争評議会に諮問されている事実に直接の関係を有する調書（*procès-verbaux*）又は捜査報告書（*rapports d'enquête*）を渡すことができる。

・ L464-2

1 項

競争評議会は、関係者に対して、一定の期間内に反競争的行為を止めることを命ずること、又は、特別の条件を課することができる。

競争評議会は、直ちに、あるいはその勧告が履行されなかった場合に適用される金銭的制裁 (une sanction pécuniaire) を課することができる。

金銭的制裁 (une sanction pécuniaire) は、非難される行為の重大性、経済に与えた損害の程度、制裁を課される組織 (l'organisme) ないしは企業 (l'entreprise) 又は当該企業が属するグループ (groupe) の状況、及び、本章により禁止される行為を反復する可能性との関係で、均衡がとれたものでなければならない。金銭的制裁は、企業 (entreprise) 又は組織 (organisme) 毎に決定され、かつ、個々の制裁毎に決定される。

違反者が企業 (une entreprise) でない場合、金銭的制裁の最高額は、300 万ユーロである。企業 (une entreprise) に対する金銭的制裁の最高額は、当該行為がなされた後の、既に終了した会計年度の一つにおける、最高税引前総取引高 (世界市場における総取引高) の 10 パーセントである。関連する企業の会計が、関連法規に従って統合又は結合されている場合には、考慮されるべき総取引高は、結合又は統合企業の結合又は統合会計に表れているそれである。

競争評議会は、その決定又はその要旨を、その指定する方法に従い、公表、公告、又は掲示することを命じることができる。競争評議会は、当該企業 (l'entreprise) の取締役 (gérant)、取締役会 (le conseil d'administration) 又は執行役会 (le directoire de l'entreprise) によって、業務実績に関して作成される報告書に、競争評議会の決定又はその要旨を挿入することを命じることでもある。その費用は、関係者の負担とする。

2 項

組織又は企業が、自らに指摘された苦情につき事実を争わず、かつ、その行為を将来に向かって変えることを約束する場合、競争評議会が、報告書につき事前の準備をすることなく関係者と政府委員 (le commissaire du Gouvernement) を聴聞するにあたり、事実について争いがないことを考慮して 1 項所定の金銭的制裁を命じることが、総報告官 (le rapporteur général) は提案することができる。この場合において、課されるべき金銭的制裁の最高額は、半減される。

3 項

他者と共に、L.420-1 で禁止されている行為を行った企業又は組織が、競争評議会又は行政機関 (l'administration) が以前には有していなかった情報を提供することにより、当該禁

止行為の認定と行為者の特定に貢献した場合、当該企業又は組織に対して、金銭的制裁の全額又は一部の免除を認めることができる。企業又は組織による上記行為に引き続いて、競争評議会は、総報告官又は経済大臣の要請の下、この目的のために、政府委員（le commissaire du Gouvernement）と関係する企業又は組織が意見書を提出した後に、寛大な意見を採択する。その意見は、金銭的制裁を免除するための条件を明記していなければならない。この意見は企業又は組織、及び、大臣に対して、通知されるが、公表はされない。この決定が本条1項に従って採択された場合、競争評議会は、その寛大な意見により明記された条件が尊重されたならば、金銭的制裁に、違反行為の認定に対する貢献に比例した免除を認めることができる。

・ L470-1

裁判所は、法人に対して、その取締役に対して本章の規定並びにその適用に際して用いられる規定に従って支払が命じられた罰金につき、連帯して支払うことを命ずることができる。

刑法典

・ 112-4

1 項

新法の適用は、旧法に従ってなされてきた手続の有効性に影響を与えてはならない。

2 項

しかし、判決宣告後に施行された法律によって、もはや犯罪ではなくなった事項に科された刑罰は、その執行力を失う。

・ 313-6

1 項

公の競売又は入札の手續において、贈与、約束、合意、その他の不誠実な手段（tout autre moyen frauduleux）により、入札を拒絶又は制限する行為は、6 月の拘禁刑と 22 . 500 ユーロの罰金刑に処せられる。

2 項

同様の刑で処罰されるのは、

1° 公の競売又は入札の手續の過程において、暴行又は脅迫により、入札をする自由を妨害する行為

2° 公的な決定の後に、権限を有する裁判所補助吏又は公の競売における動産の任意売

却の実行につき認可を得ている会社の参加をうることなく、再競売を実行するか、これに参加する行為

3項

本罪の未遂は、その既遂と同じ刑で処罰される。